



平成 22 年 7 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 ランド
代表者の 代表取締役社長 松谷 昌樹
役職氏名 (コード番号 8918 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭
電話番号 045-345-7778 (代表)

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 7 月 13 日開催の取締役会において、平成 22 年 5 月 27 日開催の当社第 14 回定時株主総会において承認されましたストック・オプションとして新株予約権を発行することに関しまして、具体的な発行内容を決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由
当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. スtock・オプション（新株予約権）の発行要項
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
66 名（うち当社取締役 3 名、当社子会社の取締役、並びに当社及び当社子会社従業員 63 名）
 - (2) 発行する新株予約権の数
24,000 個（うち当社取締役 1,544 個、当社子会社の取締役、並びに当社及び当社子会社従業員 22,456 個）
 - (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
 - (4) 新株予約権の割当日
平成 22 年 7 月 14 日とする。
 - (5) 新株予約権の募集申込日
平成 22 年 7 月 13 日とする。
 - (6) 新株予約権の目的となる株式の数
当社普通株式 2,400,000 株とする。
なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(7) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社普通株式100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の処理を行うものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (9) 新株予約権の権利行使期間
平成24年7月15日から平成27年7月14日
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ア記載の資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (12) 新株予約権の権利行使の条件
- ア 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位であることを要する。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
- イ 新株予約権の相続は認めない。
- ウ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
- (13) 新株予約権の取得条項
- ア 各新株予約権の行使の日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の3カ月（当日を含む直近の60本邦営業日）の平均株価が一度でも権利行使価額の50%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ウ 新株予約権の割当てを受けた者が、(12)に定める事由により新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- エ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (14) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（6）に準じて決定する。
 - エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（8）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（14）ウに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - オ 新株予約権を行使することができる期間
上記（9）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（9）に定める行使期間の末日までとする。
 - カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（10）に準じて決定する。
 - キ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ク その他新株予約権の行使の条件
上記（12）に準じて決定する。
 - ケ 新株予約権の取得条項
上記（13）に準じて決定する。
 - コ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

以 上